

吉備中央町企業（団体）研修型地域おこし協力隊募集要項 （受入れ団体：吉川地域活性化協議会）

1 募集の目的

地域力の維持・強化に向けて地域の一員に加わり、行政や地域内外の関係団体と連携する役割を担って、地域の新しい価値を作り出していく人材の確保が本募集の目的です。人とのつながりを大切にしながら、地域資源を活かして「こんなこともできるのではないか」と粘り強く主体的に活動できる人材を期待しています。吉川地域、ひいては吉備中央町の魅力を新たな視点で発信し、現場に出向いて実践を通して学び・挑戦し、地域の活力を後世に残していくことに、力を貸していただける方を募集します。任期満了後においても、是非とも地域に根差して、吉川地域を「あなたのまち（Your town）」にしていただけるような活動・活躍を期待しております。

2 募集人数

1名

3 活動内容

- ・地域資源活用や体験プログラムの企画・広報に関すること
- ・廃校活用など生活環境の変容に合わせた遊休施設の活用促進
- ・地域文化と農産物生産の調和を図ること
- ・そのほか地域活性化に係る地域貢献活動を実施すること

【活動の詳細】

- ・都市住民参加型のイベント開催や運営
→イベントの企画運営の中心的な役割を担うとともに、地域内の農林業等の体験やそれに伴うヒーリングを活用した利益の追求（＝地域への還元）に係る協議検討の業務への従事を想定。
- ・民間活力との中長期的な連携の模索・協議
→地域内の他団体等と協働で地域拠点の維持を促進するとともに、将来的に持続可能な施設形態を検討し、民間活力の有効利用に向けた企業誘致や意見交換の実施に必要な業務への従事を想定
- ・伝統文化や伝統芸能の継承と地域特産品の開発・発信
→関係人口の増加を目指して地域内の伝統文化や特産品を強力にPRするとともに、地場産業に直接触れることを通じて、その担い手や後継者の確保・育成のメソッド確立に係る協議検討の業務への従事を想定

【1日の稼働スケジュール】

※イベント開催時期などの繁忙期の業務状況により、下記はあくまで一例になります。

- 8:30 出勤・業務内容の確認
- 9:00 地場産業者の調査及び広報事務
- 12:00 昼休憩

13:00 イベントの企画運営に係る関係者との打合せ
15:00 遊休施設の活用に向けた関係者との打合せ
16:30 業務日誌の作成
17:00 退勤

【1週間の稼働例】

月曜日：地場産業者の調査、特産品開発の検討
火曜日：月曜日と同じ
水曜日：イベント企画運営に係る進捗管理、事業費等の整理に係る関係書類作成
木曜日：遊休施設の活用に向けた関係者協議
金曜日：月曜日と同じ

4 配置の形態

(1) 身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、町と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、令和8年度に採用となった場合、令和9年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は、相談応じます(開始日は月の初日から)。

※吉備中央町地域おこし協力隊として、町から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【歓迎するスキル】

- ・表作成や文書作成などの基本的なPC操作が可能な方
- ・高齢者や障がい者に関わる仕事や環境の経験を有する方

【求める人物像】

- ・人の話をよく聞き、主体的に文化や技術を学ぶ姿勢のある方
- ・生活変化や地域の多様な年齢層の住民と連携に柔軟性をもって対応できる方
- ・知識技術の習得や地域への順応による自身の成長が幸せにつながる方
- ・地域課題に対して多方面の考え方を意識して分析・解決へと進めていける方
- ・20歳から概ね50歳以下の方(※農場などでの現場作業が可能な方)

【資格】

- ・普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次に掲げる、①～⑯の全ての要件を満たす方

- ① 応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、隊員としての配置及び活動に支障の無い方

- ② 応募時点において（委嘱時点においても）3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村）に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を町の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を町へ異動することができる方（地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます）。応募時点において（委嘱時点においても）町に定住、又は本拠がある方は対象となりません。
- ③ 活動期間終了後も、町に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- ④ 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- ⑤ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑥ 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方
- ⑦ 受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方
- ⑧ 心身ともに健康で、町及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- ⑨ 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- ⑩ 町の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ⑪ 勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- ⑫ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方
- ⑬ 吉備中央町暴力団排除条例（平成23年吉備中央町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方
- ⑭ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- ⑮ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- ⑯ 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

（1）活動日数及び活動時間等

1日7時間30分程度、1月あたり20日間（150時間程度を想定）の活動を基本とします。ただし、活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、隊員自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員との調整により行うものとします。

（2）活動場所 吉備中央町吉川地内

（3）所属団体 吉川地域活性化協議会

（4）休日については、土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替（代休）することを原則とします。

8 待遇及び福利厚生

（1）業務委託料 月額上限266,600円

※賞与、通勤手当等はありません。

（2）加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします（各保険料は全額自負担）傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、その保険料は予算の範囲で町が負担します（傷害

保険及び賠償責任保険の加入は原則とします)。

(3) 住居

原則、受入れ団体において町内の空き家や賃貸住宅等を斡旋していただくものとします。住居借上げによる家賃が発生する場合には予算の範囲で町が負担します。

(4) 活動車両

活動専用車両は、必要に応じて隊員個人で準備してください。業務で使用した燃料代は予算の範囲内で町が負担します。ただし、購入に係る経費は自己負担となります。

(5) 起業や事業承継に必要な経費

吉備中央町地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100 万円を上限として補助金を交付します。

(6) 活動費

隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で隊員個人へ支給します(上限額には、町が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として町が認めたものに限りです)。詳細は、国の財政支援額や町の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。

① 住居借上料

隊員の個人契約のものに限ります(上限額 25,000 円/月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担。

② 活動用車両借上料

活動専用車両の借上料：上限額 20,000 円/月。

※自家用車を利用する場合：走行距離 1km につき 37 円。

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(上限月額 5,000 円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とした上で、事業に必要であると町が認めたもの。

※購入前に必ず事前協議を行う必要があります。

⑬ その他の経費

町との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1) 活動サポート

受入れ団体である吉川地域活性化協議会が、隊員の活動を全面的にサポートします。日常的な活動相談をはじめ、隊員としてのキャリアをどのように積んでいくのか等、地域おこし協力隊としての活動全般のサポートを丁寧に行います。

(2) 生活サポート

受入れ団体である吉川地域活性化協議会が生活、住まいに関すること、地域文化の共有、地域コミュニティとのつながり等、隊員が安心して吉備中央町で暮らすことができるよう日常的なサポートを行います。

10 応募手続き等

(1) 提出書類

ア 吉備中央町地域おこし協力隊応募申請書 1部

イ エントリーシート 1部

ウ 住民票の妙本の写し 1部

エ 普通自動車運転免許証の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

令和8年10月13日（火）から令和9年8月23日（月）

なお、採用者が決まり次第、募集は終了いたします。

(4) 募集申込み先（受入れ団体）

〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 3930-8

吉川地域活性化協議会事務局（吉川公民館内）

担当：運営責任者 香川 貴秀

T E L：0866-56-7020

F A X：0866-56-6300

メール：yoshikawa.ytasu@gmail.com

(5) 地域おこし協力隊制度に関する問い合わせ先

〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2

吉備中央町協働推進課 商工観光班

T E L : 0866-54-1301

F A X : 0866-54-1311

メール : kyoudou@town.kibichuo.lg.jp

1 1 選考方法

(1) 選考審査

選考方法は1次審査と最終審査とし順次行いますが、面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス

① 1次審査（吉川地域活性化協議会）

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果に基づいて、町から通知します。

② 最終審査（吉備中央町）

吉川地域活性化協議会責任者、隊員候補者、吉備中央町協働推進課の3者で面接を実施します。最終審査終了後、審査結果を受入れ団体及び隊員候補者へ文書にて通知します。

(3) その他

応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用できない場合があります。

1 2 留意事項

ア 町と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 隊員の活動経費について、地域協力活動に必要な経費として町が認めたものについて、予算の範囲内で町が負担し隊員へ支給します。

オ 町が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると町が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や町の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。